



大阪労働局発表
令和元年8月30日

大阪労働局労働基準部賃金課

電話 06-6949-6502

報道関係者 各位

令和元年度「大阪府最低賃金」が改正決定されました

－28円引上げ 時間額964円に－

- 大阪労働局長（井上 真）は、令和元年8月21日（水）、下記のとおり「大阪府最低賃金」について時間額964円（引上げ額28円）とする改正決定を行い、本日、官報公示を行いました。
これにより、大阪府最低賃金は、令和元年10月1日から964円に引き上げられることとなります（別添1～4参照）
- 大阪府最低賃金は、大阪府内の事業場で働く全ての労働者とその使用者に対して適用されます。
- 今後、大阪労働局では、改正後の大阪府最低賃金について、府内の事業場に周知するとともに、履行確保を図っていくこととしています。
また、労働者にも広く周知していくこととしています。

記

時間額	引上げ額 (対前年)	引上げ率 (対前年)	改正決定日 (官報公示日)	発効日
964円	28円	2.99%	令和元年8月30日	令和元年10月1日

写

最低賃金の改正決定に関する公示
大阪労働局最低賃金公示第1号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、大阪府最低賃金（昭和56年大阪労働基準局最低賃金公示第1号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。

令和元年8月30日

大阪労働局長 井上 真

第4号中「1時間936円」を「1時間964円」に改める。

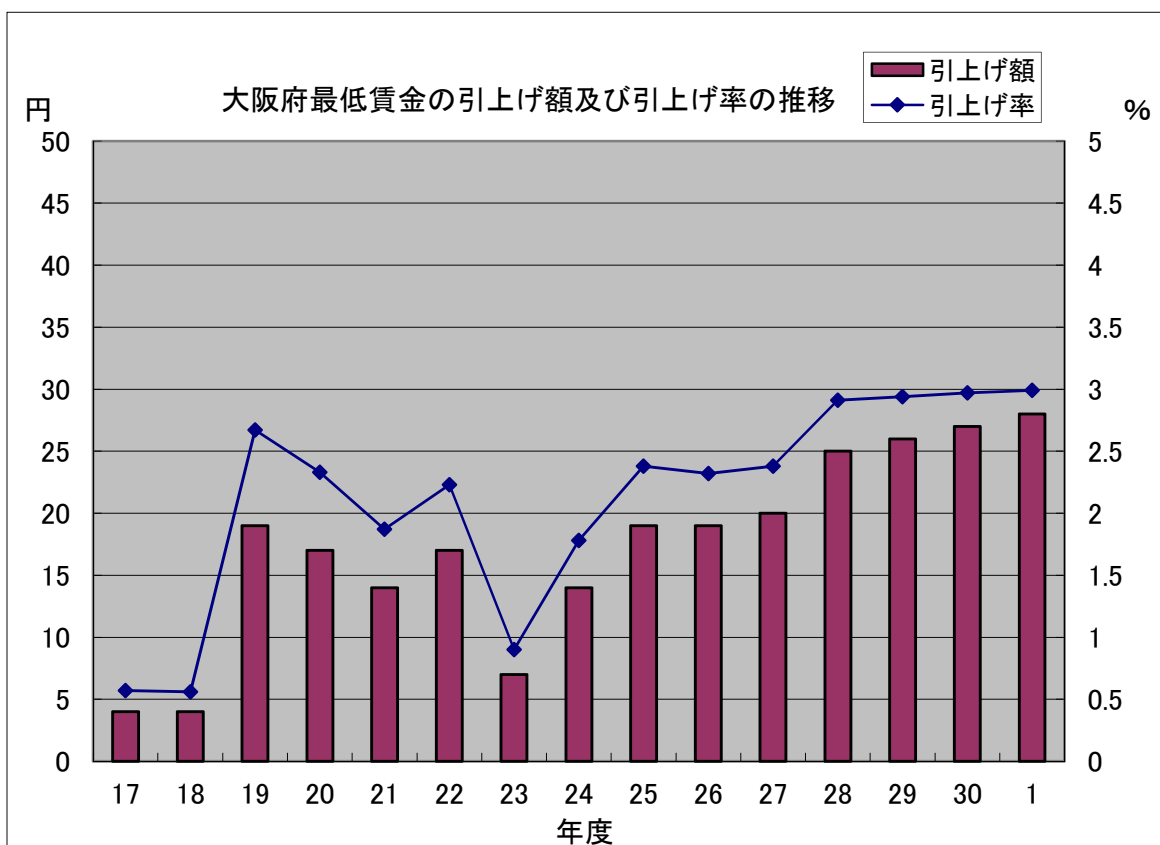
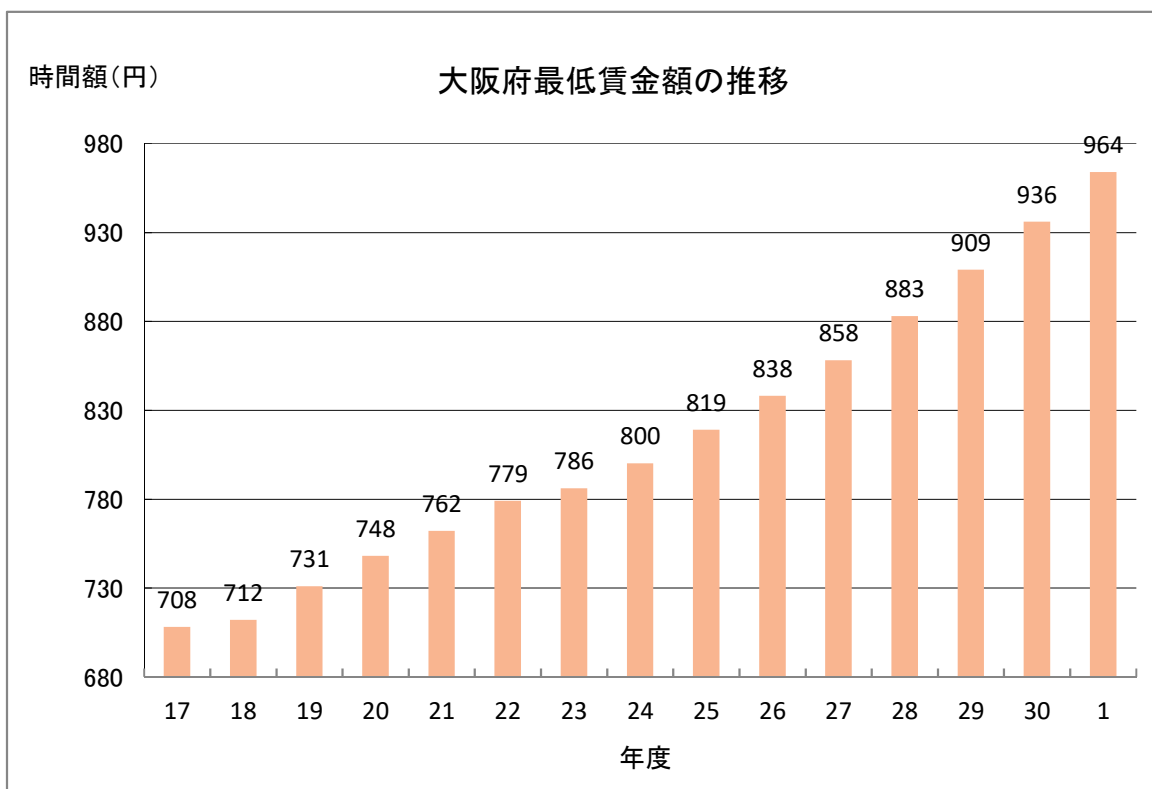
附 則

この決定は、令和元年10月1日から効力を生ずる。

地域別最低賃金額の推移

年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
時間額	699円	703円	703円	703円	704円	708円	712円	731円	748円	762円
引上げ額 (時間額)	4円	4円	0円	0円	1円	4円	4円	19円	17円	14円
引上げ率	0.58%	0.57%	0%	0%	0.14%	0.57%	0.56%	2.67%	2.33%	1.87%

年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
時間額	779円	786円	800円	819円	838円	858円	883円	909円	936円	964円
引上げ額 (時間額)	17円	7円	14円	19円	19円	20円	25円	26円	27円	28円
引上げ率	2.23%	0.90%	1.78%	2.38%	2.32%	2.39%	2.91%	2.94%	2.97%	2.99%



最低賃金制度について

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

仮に最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされます。

【最低賃金の種類】

最低賃金には、以下のとおり地域別最低賃金及び特定（産業別）最低賃金の2種類があります。

なお、地域別最低賃金と特定（産業別）最低賃金の両方が同時に適用される場合には、使用者は高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

① 地域別最低賃金（大阪府の場合は、「大阪府最低賃金」）

地域別最低賃金は、各都道府県ごとに1つずつ定められており、産業や職種にかかわらず、各都道府県内で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。

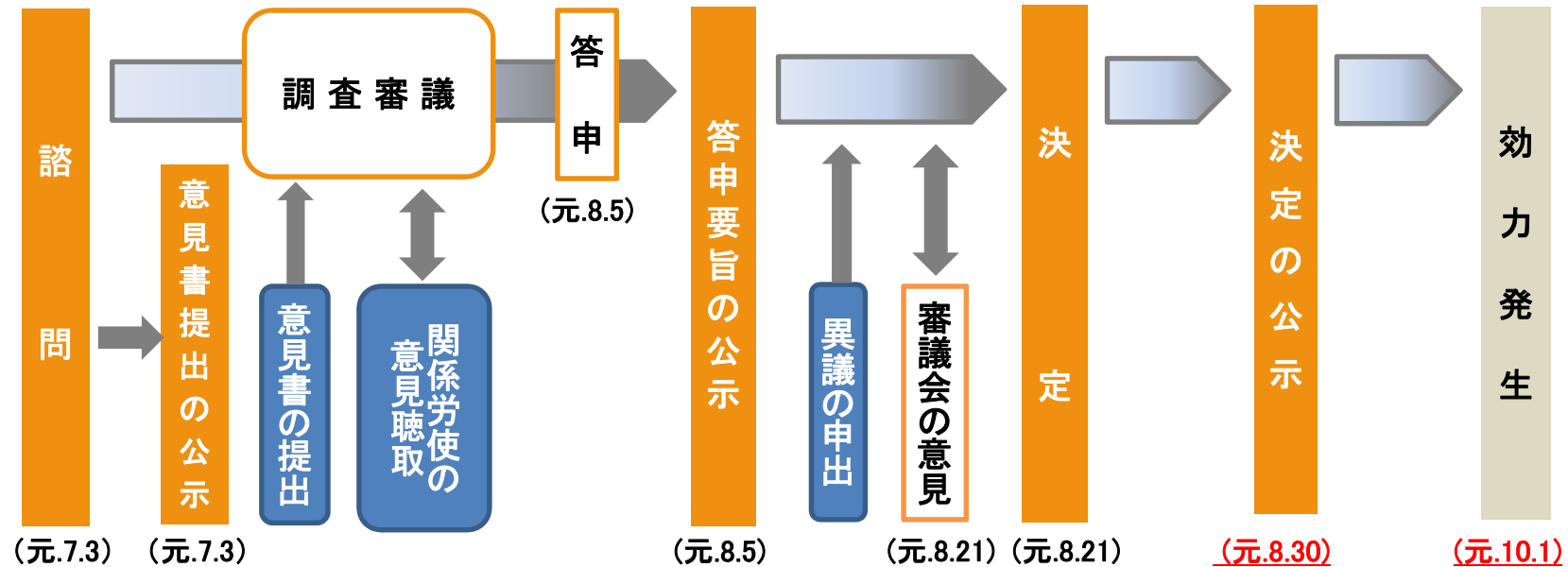
② 特定（産業別）最低賃金

特定（産業別）最低賃金は、関係労使が地域別最低賃金より高い額の最低賃金を定めることが必要と認める特定の産業について、当該産業の基幹的労働者を対象として、各都道府県ごとに設定され、金額が定められています。

なお、年齢、業務内容等による適用除外があります。

■ 最低賃金審議会の調査審議に基づく地域別最低賃金決定の仕組み

- 都道府県労働局長が行う事項
- 最低賃金審議会が行う事項
- 労働者又は使用者が行う事項



(注) 労働者又は使用者が異議を申し出る場合には、異議の内容及び理由を記載した異議申出書を公示のあった日から15日以内(審議会方式による場合)に都道府県労働局長に提出することにより行うこととされている。